

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00044 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年5月8日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">海外事業資金貸付保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00044 沿革 (略)</p>	
<p>(保険の目的の譲渡等に係る承認申請)</p> <p>第7条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第34条の規定に基づき保険の目的若しくは保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合又は約款（保証債務）第32条の規定に基づき保証債務の移転若しくは保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡又は移転前に別紙様式第6 - 1による海外事業資金貸付保険保険目的譲渡等承認申請書、<u>その事実を証する書類の写し及び保険の目的の譲渡又は保証債務の移転を行うときは譲受人により作成された贈賄防止に係る誓約及び申告書</u>を本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険の目的の譲渡等に係る承認申請)</p> <p>第7条 被保険者は、約款（貸付金債権等）第34条の規定に基づき保険の目的若しくは保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合又は約款（保証債務）第32条の規定に基づき保証債務の移転若しくは保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡又は移転前に別紙様式第6 - 1による海外事業資金貸付保険保険目的譲渡等承認申請書<u>及び</u>その事実を証する書類の写しを本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この改正は、令和5年7月1日から実施する。</u></p>		